建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年８月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　長田組土木株式会社　天野　朝馨　山梨県甲府市飯田４―10―27　国土交通大臣許可（特―19）第1761号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（しゆんせつ工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年８月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年８月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　京葉都市開発株式会社　伊場　純雄　千葉県船橋市市場５―９―22　国土交通大臣許可（特―21）第10277号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年８月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 12 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年８月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ニットクメンテ株式会社　土井　義彦　東京都北区豊島８―16―14　国土交通大臣許可（特―23）第12071号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、板金工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年８月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第９２号
北海道岩見沢市８条西17丁目31番地
債務者　中山　耕造
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　健太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第９３号
北海道岩見沢市駒園２丁目１番２号
債務者　中山　輝彦
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　健太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２２１０号
札幌市白石区本郷通８丁目南５番20号　ライブスクエア本郷102号
債務者　上野　真義
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曾我　裕介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５２号
さいたま市緑区大字大間木124番地
債務者　長　　裕一
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久山　竜治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７４号
名古屋市千種区大島町１丁目31番地　フレンズビル201号
債務者　市原　貞秋
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　彰好
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３０号
名古屋市名東区神月町1006番地
債務者　石田　伸之
１　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　洋子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５号
広島県三次市十日市西５丁目６番２－２号
債務者　原　　勝利
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後２時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡崎　伸哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第３１５号
茨城県ひたちなか市外野２丁目９―23　クローバーハイツＣ棟101号室、住民票上の住所茨城県笠間市稲田1891番地
債務者　八木澤市郎
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木島千華夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３６４号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目18番31号
債務者　河野　國夫
１　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８７号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施976番地３
債務者　今井　純一
１　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河本　豊彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第８７号
栃木県小山市大字飯塚1573番地
債務者　松川　惠子
１　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須黒　延佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで　宇都宮地方裁判所栃木支部